

議案第 9 8 号

京丹後市立学校条例の一部改正について

京丹後市立学校条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日から、京丹後市立長岡小学校を京丹後市立いさなご小学校へ、京丹後市立宇川小学校を京丹後市立丹後小学校へ適正配置するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市立学校条例の一部を改正する条例

京丹後市立学校条例（平成16年京丹後市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中京丹後市立長岡小学校の項及び京丹後市立宇川小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京丹後市立学校条例(平成16年京丹後市条例第106号)新旧対照表

現行	改正案																																								
京丹後市立学校条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 106 号 本則 (略) 別表(第 1 条関係) (1) 京丹後市立小学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>京丹後市立いさなご小学校</td><td>京丹後市峰山町安 9 番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市立しんざん小学校</td><td>京丹後市峰山町荒山 1300 番地</td></tr> <tr> <td><u>京丹後市立長岡小学校</u></td><td><u>京丹後市峰山町長岡 60 番地</u></td></tr> <tr> <td>京丹後市立大宮第一小学校</td><td>京丹後市大宮町周枳 1552 番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>京丹後市立丹後小学校</td><td>京丹後市丹後町間人 2691 番地</td></tr> <tr> <td><u>京丹後市立宇川小学校</u></td><td><u>京丹後市丹後町上野 120 番地</u></td></tr> <tr> <td>京丹後市立弥栄小学校</td><td>京丹後市弥栄町木橋 558 番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (2) 京丹後市立中学校 (略)	名称	位置	(略)	(略)	京丹後市立いさなご小学校	京丹後市峰山町安 9 番地	京丹後市立しんざん小学校	京丹後市峰山町荒山 1300 番地	<u>京丹後市立長岡小学校</u>	<u>京丹後市峰山町長岡 60 番地</u>	京丹後市立大宮第一小学校	京丹後市大宮町周枳 1552 番地	(略)	(略)	京丹後市立丹後小学校	京丹後市丹後町間人 2691 番地	<u>京丹後市立宇川小学校</u>	<u>京丹後市丹後町上野 120 番地</u>	京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋 558 番地	(略)	(略)	京丹後市立学校条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 106 号 本則 (略) 別表(第 1 条関係) (1) 京丹後市立小学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>京丹後市立いさなご小学校</td><td>京丹後市峰山町安 9 番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市立しんざん小学校</td><td>京丹後市峰山町荒山 1300 番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市立大宮第一小学校</td><td>京丹後市大宮町周枳 1552 番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>京丹後市立丹後小学校</td><td>京丹後市丹後町間人 2691 番地</td></tr> <tr> <td>京丹後市立弥栄小学校</td><td>京丹後市弥栄町木橋 558 番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (2) 京丹後市立中学校 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>	名称	位置	(略)	(略)	京丹後市立いさなご小学校	京丹後市峰山町安 9 番地	京丹後市立しんざん小学校	京丹後市峰山町荒山 1300 番地	京丹後市立大宮第一小学校	京丹後市大宮町周枳 1552 番地	(略)	(略)	京丹後市立丹後小学校	京丹後市丹後町間人 2691 番地	京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋 558 番地	(略)	(略)
名称	位置																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市立いさなご小学校	京丹後市峰山町安 9 番地																																								
京丹後市立しんざん小学校	京丹後市峰山町荒山 1300 番地																																								
<u>京丹後市立長岡小学校</u>	<u>京丹後市峰山町長岡 60 番地</u>																																								
京丹後市立大宮第一小学校	京丹後市大宮町周枳 1552 番地																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市立丹後小学校	京丹後市丹後町間人 2691 番地																																								
<u>京丹後市立宇川小学校</u>	<u>京丹後市丹後町上野 120 番地</u>																																								
京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋 558 番地																																								
(略)	(略)																																								
名称	位置																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市立いさなご小学校	京丹後市峰山町安 9 番地																																								
京丹後市立しんざん小学校	京丹後市峰山町荒山 1300 番地																																								
京丹後市立大宮第一小学校	京丹後市大宮町周枳 1552 番地																																								
(略)	(略)																																								
京丹後市立丹後小学校	京丹後市丹後町間人 2691 番地																																								
京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋 558 番地																																								
(略)	(略)																																								

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 6 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第98号
京丹後市立学校条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 京丹後市学校適正配置基本計画に基づき、令和8年4月1日から、京丹後市立長岡小学校を京丹後市立いさなご小学校へ、京丹後市立宇川小学校を京丹後市立丹後小学校へ適正配置するもの。	《市民参加の状況》 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） 該当校区の保護者、地域住民に対して、説明会、意見交換会を重ねて実施するとともに、地域代表、PTA代表、学校関係者等による「長岡小・いさなご小学校づくり準備協議会」及び「宇川小・丹後小学校づくり準備協議会」で協議を行い、適正配置の実施及び時期、校名等の確認を得た。																						
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																	
《政策等の必要性》 少子化及び学校の小規模化が進行する中であって、子どもたちにより良い教育環境や教育条件を継続的に整えていく必要があることから、令和3年度に京丹後市学校適正配置基本計画を策定した。 複式学級が出現し、小規模化が進行する長岡小学校及び宇川小学校について、当計画に基づき、該当校区の保護者及び地域住民との協議を重ねた結果、適正配置への理解が深まったと判断されることから、長岡小学校をいさなご小学校へ、宇川小学校を丹後小学校への適正配置を実施するもの。	《将来にわたる効果及び経費の状況》 本市の次代を担っていく子どもたちに、より良い教育環境や教育条件を継続的に提供することができる。																						
《提案に至るまでの経緯》 長岡小学校においては、令和5・6年度にわたり保護者、地域住民への説明会、意見交換会を実施し、R7.4.23「長岡小・いさなご小学校づくり準備協議会」を設置して適正配置の実施時期、校名等を確認。 宇川小学校においては、令和4・5・6年度にわたり保護者、地域住民への説明会、意見交換会を実施し、R7.4.28「宇川小・丹後小学校づくり準備協議会」を設置して適正配置の実施時期、校名等を確認。 ・R7.5.1教育委員会5月定例会で条例改正案について承認 ・R7.5.1例規審査会で条例改正案について審査	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画計画項目</td><td>26</td><td>未来を拓く学校教育の充実</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td colspan="4">京丹後市学校適正配置基本計画</td></tr><tr><td>策定年度</td><td colspan="4">令和3年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="4">令和3年度から令和12年度</td></tr></table>					総合計画計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実	計画名称	京丹後市学校適正配置基本計画				策定年度	令和3年度				計画期間	令和3年度から令和12年度			
総合計画計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実																					
計画名称	京丹後市学校適正配置基本計画																						
策定年度	令和3年度																						
計画期間	令和3年度から令和12年度																						
《政策等の実施時期》 令和8年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																				
	教育委員会事務局	学校教育課	有 無																				